

学校生活のきまりー中学部

1 登校・下校

- (1) 決められた通学路を安全に歩こう。
- (2) 登校・下校の時間を守ろう。遅れる場合、早退する場合は必ず、担任、もしくは副担任に連絡を入れよう。
- (3) 決められた服装で登校・下校しよう。

2 授業

- (1) 授業に必要な用具は授業の前に準備しておこう。
- (2) チャイムが鳴ったら席に着こう。
- (3) 授業開始前に教室移動をすませよう。

3 あいさつ・ことばづかい

- (1) あいさつを授業の前にしよう。
- (2) 来客に会ったときは会釈をしよう。
- (3) 礼儀正しく、ことばづかいに気をつけよう。

4 整容

- (1) 清潔に気を配ろう。
- (2) ハンカチ・ちり紙を持とう。

5 持ち物

- (1) 持ち物には氏名を記入しよう。
- (2) 授業で使用するもの以外は持ってこないようにしよう。
- (3) 携帯電話は持ってこないようにしよう。

6 生活

- (1) 学校の物は大切に使おう。
- (2) 廊下は静かに歩こう。
- (3) 相手のことを考えて行動しよう。

<服装について>

(1) 制服

- ・原則として本校指定の制服を着よう。途中転入の生徒は前籍校の制服を着用しよう。
- ・それぞれの行事に合った服装をしよう。
※ただし、生徒の病状、障害に応じてはその限りではありません。

(2) 軽装

- ・原則として学生服（ズボン）、スラックス、スカートにポロシャツまたは運動着（ハーフパンツ）、ポロシャツを着用しよう。

(3) 運動着

- ・原則として本校指定の運動着、または前籍校指定運動着を着用しよう。半袖Tシャツを着用する場合は白・黒・紺を基調とする無地かワンポイントにしよう。

(4) 靴下・ストッキング・シューズ

- ・男女ともに華美なソックスは着用しないようにしよう。
- ・女子は黒のストッキングを着用しよう。
- ・校内では運動用シューズを着用しよう。

(5) 髪型

- ・中学生にふさわしい髪型にしよう。
※茶髪等の染色や脱色、パーマは認めません。

(6) その他

- ・ピアスやネックレス等は身につけないようにしよう。

中学部生徒会規約

第1条 名称

岩手県立釜石祥雲支援学校生徒会（以下 中学部生徒会）といいます。

第2条 会員

中学部に在籍している全員が会員となります。

第3条 目的

様々な活動を通し、楽しく豊かな学校を目指します。

第4条 役員

（1）執行委員

会長1名、副会長1名を選挙で選びます。

（2）役員の任期

役員の任期は、3月から翌年2月までの1年とします。なお、再選は妨げません。

第5条 組織

（1）総会

ア 中学部生徒会に関することを決める一番大事な会です。

イ 会員の3分の2以上の出席で会を開くことができます。

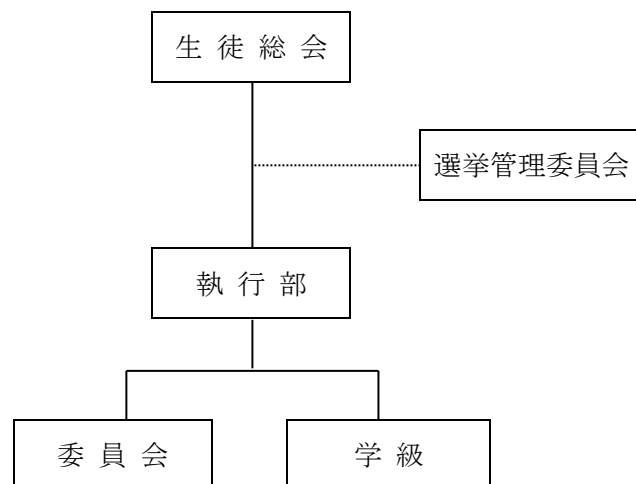
ウ 採決するときは出席者の過半数の賛成で決まります。

エ 先生も話し合いに参加することができます。ただし、採決には参加できません。

（2）委員会

委員会は必要に応じて新設したり、廃止したりすることができます。

（3）組織図



第6条 会費

生徒会費は年額720円とします。

第7条 改定

この規約を変えるときは、総会で3分の2以上の賛成が必要です。

附則 この規約は平成25年4月 1日から改正する。

この規約は平成27年4月 1日から改正する。

この規約は平成28年3月 1日から改正する。

この規約は令和 6年4月26日から改正する。

中学部生徒会選挙管理規定

第1条 役員の被選挙権

原則として、選挙は2月に行います。役員には会員であれば立候補できますが、選挙には3年生は立候補できません。

第2条 選挙管理委員会

選挙管理委員は中学部3年生とします。

第3条 公示

公示は選挙の行われる14日前に行います。

第4条 立候補届け出

立候補者は公示から1週間以内に届け出なければなりません。

第5条 選挙運動

- (1) ポスターは2枚までとし、選挙管理委員会で決めた用紙を使います。
- (2) 立候補者は投票の1週間前から各教室で演説会を開き、演説することができます。

第6条 投票

- (1) 中学部全員に投票する権利があります。
- (2) 投票用紙に○印を記入し、投票します。
- (3) 指定の場所で投票し、すみやかに開票します。
- (4) 投票日前日までに当日の欠席が分かっている場合は、期日前投票を行います。

第7条 当選

- (1) 2人以上が立候補しているときは、一番得票数が多い立候補者を当選にします。1人だけ立候補しているときは、過半数の得票があったときに当選とします。
- (2) 2人以上が立候補し、得票数が同数だった場合は、選挙管理委員が選出します。
- (3) 選挙管理委員会が当選者を発表します。
- (4) 校長先生が役員を認証します。

第8条 補欠選挙

- (1) 欠員が生じた場合は、補欠選挙を行います。
- (2) 欠員が生じてから10日以内に選挙管理委員会を招集します。
- (3) 選挙については、本選挙に準じて行います。

附 則 この規定は令和2年12月14日から改正する。

この規定は令和6年 4月26日から改正する。